

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	岩手県釜石市

釜石市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 釜石市 産業振興部 水産農林課 林業振興係
所在地 〒026-8686
岩手県釜石市只越町3丁目9番13号
電話番号 0193-22-2111 (内線303)
FAX番号 0193-22-1255
メールアドレス nourin@city.kamaishi.iwate.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、ハクビシン、アナグマ、カモシカ、カラス、スズメ、カルガモ、イノシシ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	岩手県釜石市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	稲、豆類、飼料作物(牧場含む)、野菜、いも類	被害面積 16.97ha 被害金額 11,175千円
ツキノワグマ	果樹	被害面積 0.02ha 被害金額 134千円
ニホンザル	稲、果樹、いも類	被害面積 0.02 ha 被害金額 26千円
ハクビシン	果樹、野菜、工芸作物	被害面積 0.08ha 被害金額 435千円
アナグマ	野菜	被害面積 0.01 ha 被害金額 31千円
カモシカ	稲、野菜	被害面積 0.01ha 被害金額 11千円
カラス	果樹、飼料作物、野菜	被害面積 0.02ha 被害金額 106千円
スズメ	稲	被害面積 0.12ha 被害金額 157千円
カルガモ	稲	被害面積 0.01ha 被害金額 1千円
イノシシ	なし	被害面積 0ha 被害金額 0円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

○近年の傾向

市内全域で、人口減少に伴う空き家や空き地の増加、交通量の減少、収穫しない果樹の放置により野生鳥獣が人間の生活場所にまで生息域を広げてきており、その状況に住民も慣れてきている。そのため、農林業被害だけでなく、生活被害、人身被害など、野生鳥獣との軋轢が生じやすい状況となっている。

[ニホンジカ]

生息域は市内全域となっている。特に里で生まれ、その里ジカがまた子を産むという、里ジカの世代交代が進んでおり、住民の生活場所へ入り込む個体が多くなっている。しかし、シカを見ても追いついて追いついて住民は少なく、人による圧力がかかっていない状況である。被害時期は通年で、畑や水稲、樹皮剥ぎといった農林業被害だけではなく、庭木や家庭菜園等の食害、車や列車との衝突事故などの被害がある。休牧している放棄牧草地では、一部電気柵を張ったものの、依然被食状況は変わらず繁殖拡大の要因となっている。また、森林の下層植生を食い尽くすことにより、土壌が露出し、土砂流出などの災害の誘発が懸念されている。

[ツキノワグマ]

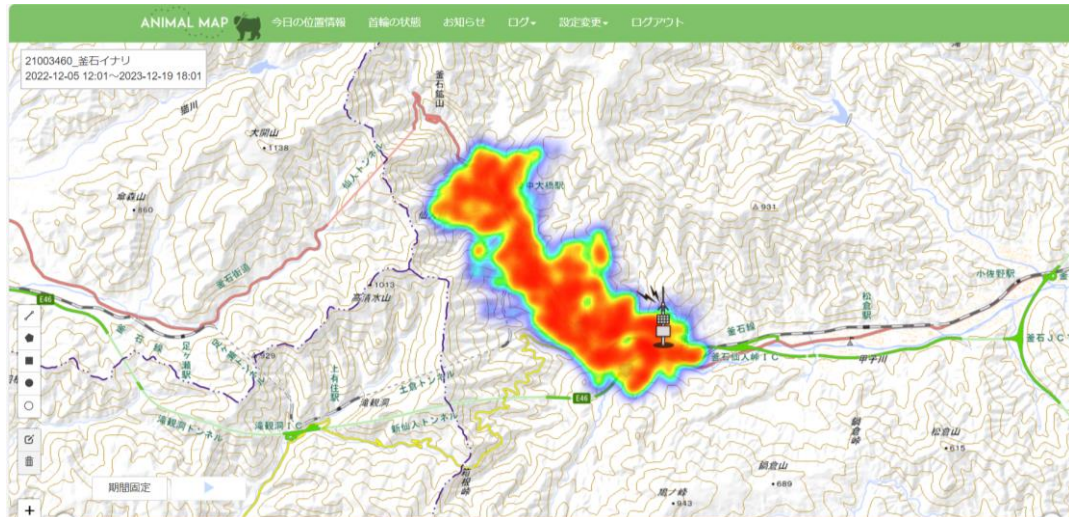
ツキノワグマによる農業被害は、主に果樹などであるが、人間の生活場所付近にある放置果樹（柿・栗・くわ・さくらんぼ）を目当てに春から秋にかけて出没している。特に冬眠明けの春には山にエサがないため、人里に下りてきてエサを探し、一度味をしめるとそこに依存し続け、人身被害の恐れが高い状況となる。人身被害は年に1件～2件発生している。また、クマの出没状況はその年によって大きく変動し、それによって被害額も増減している。ツキノワグマを誘引しない環境づくりのため、実際にクマの出没原因となった放置果樹の伐採を実施しているが、河川沿いにあるクルミなどすぐに伐採できないものも多い。また、世代を越えて継続的に利用されているものもある。

[ニホンザル]

ニホンザルの群れの生息域は、甲子町大橋から洞泉地区である。ニホンザルはいわてレッドデータブックに掲載されており、生存に対する脅威の項目では、「分布域は拡大方向にあり、一部では農作物被害が発生しているが、まだ安定的な生存基盤としては不十分と考えられる」と位置付けられている。捕獲については、人身被害の恐れがある個体や加害個体など個体単位での捕獲は実施できるが、群れ全体での捕獲はできないため、防除対策が主となっている。洞泉地区の農家を中心とした電気柵の設置、誘因物となる放置果樹

の伐採、地域住民による追い払いを行っているが、群れの頭数も増加傾向にあり、被害額には反映されない自家消費用の農業被害が継続的に発生している。また、里への依存度が高く、空き家が多くなり人の気配が薄くなっている地域が増え、屋間から民家の屋根づたいに移動するため、外出をためらう、車の屋根に飛び乗りへこませるなど、住民生活への被害も出ている。

○ニホンザルの移動状況を記したヒートマップ



国道 283 号線沿いに移動を重ねており、依存度が高い場所が赤く表示されている。生息域は森林ではなく、人里周辺であることが分かる。

[ハクビシン]

生息域は、市内全域となっている。人間の生活場所付近を住処とするため、古い家屋や小屋等の屋根裏に住みつき、そこから畑などの作物や果樹を食害している。屋根裏に住みついた場合、天井の一部が腐食するなどの生活被害が発生している。通年捕獲を実施しているが、作物が熟れる前に捕獲するよう努めている。

[アナグマ]

生息域は主に山間部であるが、住宅地でも目撃されるようになり、小屋の脇に穴を掘って住処とする、田の畔や畑に穴を掘るなどの被害がある。通年捕獲を実施しており、被害額は年々減少している。

[カモシカ]

生息域は山間部であるが、山間部に近い農地では作物への食害がある。またなわばりをもっているため、繰り返し同じ農地で被害が出ている。

[カラス]

生息域は市内全域であり、野菜や果樹への被害が拡大している。毎年、春

に、農作物被害防止のため、捕獲を実施している。

[スズメ]

主に水稻への被害。被害額はその年によって変動がある。毎年、春に、農作物被害防止のため、捕獲を実施している。

[カルガモ]

水稻への被害。毎年、春に、農作物被害防止のため、捕獲を実施している。

[イノシシ]

市内山林や林縁部だけでなく、市内各所での目撃情報が多くなり、人里付近でも捕獲され始めている。自家用ではあるが農作物への被害も出ており、イノシシ被害を想定した防護柵の設置を進めているが、どのくらいの速さで生息数が増えるか、生息域が拡大するか、注視しながら対策を進める必要がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度） 被害面積、被害金額		目標値（令和7年度） 被害面積、被害金額	
ニホンジカ被害面積 (うち公共牧場内被害)	16.97ha (16.00ha)	11,175千円 9,676千円)	14.90ha (14.40ha)	9,458千円 8,708千円)
ツキノワグマ	0.02ha	134千円	0.01ha	67千円
ニホンザル	0.02ha	26千円	0.01ha	13千円
ハクビシン	0.08ha	435千円	0.04ha	218千円
アナグマ	0.01ha	31千円	0.01ha	16千円
カモシカ	0.01ha	11千円	0.01ha	5千円
カラス	0.02ha	106千円	0.01ha	53千円
スズメ	0.12ha	157千円	0.06ha	79千円
カルガモ	0.01ha	1千円	0.01ha	1千円
イノシシ	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元猟友会への有害捕獲許可 ・ 里ジカ捕獲のため、ICTと連携した囲いワナの導入 ・ はこわな、くくりワナの購入と貸出 ・ 捕獲後の鳥獣は焼却処分、有害捕獲分の処分費は市が負担 ・ ニホンジカとイノシシの有害捕獲者に対する加算金の支出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟者の減少、高齢化 ・ 里ジカの捕獲・追い払い方法。一般市民による追い払いの実施。 ・ 捕獲に対する一般市民の理解醸成
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地への防護柵資材の貸出（唐丹地区・小川地区・甲子地区・橋野地区） ・ 農家及び一般家庭への防護柵購入支援 ・ 動物駆逐用煙火による追い上げ・追い払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで設置した柵は、イノシシを防除できるものではないため、再編整備が必要 ・ ニホンザルは群れ全体での捕獲ができないことから、追い払いに終わりが無いこと。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマの出没原因となった放置果樹のうち、人命や市民生活に多大な影響を与える場所の伐採を実施。伐採後は当該箇所には出没しなくなる。 ・ ニホンザルの出没原因となっている放置果樹の伐採を実施。伐採後は当該箇所には出没しなくなる。 ・ 放置果樹の所有者に樹木の適正管理について指導するとともに、野生鳥獣が寄り付きにくい環境整備について地域に協力依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置果樹の所有者不明

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追い上げ・追い払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果

樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ これまで実施してきた「捕獲」と「防除」を柱に、各鳥獣の特性に合わせた対策を実施していく。
- ・ 被害の相談があった際にできるだけ現地に行って被害の程度等を確認し、防除方法を指導する。指導結果の効果を検証し、野生鳥獣の寄り付かない圃場を増やしていく。それと共に、有害捕獲できる鳥獣であれば、釜石市鳥獣被害対策実施隊員へ情報共有し、捕獲実施を依頼する。
- ・ 新規狩猟免許取得者への補助金交付。
- ・ 鳥獣対策全般について実施隊と連携し、より効果的な防除・捕獲方法を探り、実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 釜石大槌猟友会に有害鳥獣(ニホンジカ・イノシシ・ツキノワグ)対策業務を委託。捕獲従事者は、猟友会長からの推薦を受けたもののみとしている。有害捕獲業務では、ライフル銃での捕獲が不可欠である。
- ・ 住民からの被害相談や捕獲依頼の際に、釜石市鳥獣被害対策実施隊と連携して、効果的な方法を実施している。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～ 令和7年度	ニホンジカ	里ジカの行動調査により、効果的な捕獲や捕獲しやすい場所への追い払いを実施する。
令和5年度～ 令和7年度	ツキノワグマ	住民に危害を加える恐れがある場合には、必要数の捕獲を実施する。放置果樹や誘因物の除去、電気柵の設置。
令和5年度～ 令和7年度	ニホンザル	パトロール隊や地域住民による追い上げ、追い払いの実施。行動域の拡大を防ぐ方法の検討。放置果樹の伐採。
令和5年度～ 令和7年度	ハクビシン・アナグマ	はこわなによる積極的な捕獲の実施。
令和5年度～ 令和7年度	カモシカ	カモシカによる被害調査を実施。
令和5年度～ 令和7年度	カラス・スズメ・カルガモ	効果的な防除方法や捕獲方法について検討・実施する。
令和5年度～ 令和7年度	イノシシ	生息数や生息域の拡大がみられることから、イノシシ被害を防除できる対策へ、既存の防護対策の更新を進める。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息数の減少がみられないことから、積極的に捕獲を進める。 <p>[令和4年度全捕獲実績：1,756頭]</p> <p>○ツキノワグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘因物の除去等の対策をしてもなおその場に依存するなど、市民に危害を加える恐れがある個体は、直ちに有害捕獲を申請する。 <p>[令和4年度実績：有害捕獲9頭]</p> <p>○ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息域調査や群れの個体数調査を行い、許可権者と協議し決定する。ただし、市民に危害を加える恐れがある個体は直ちに有害捕獲を申請する。

○ハクビシン	・ 外来種であることから、積極的に捕獲を進める。 [令和4年度実績：有害捕獲 39 頭]
○アナグマ	・ 農地や農作物等に被害を及ぼしている個体を捕獲する。 [令和4年度実績：有害捕獲 23 頭]
○カモシカ	・ 生息数の把握及び被害状況を把握したうえで、カモシカ管理実施計画策定後に決定する。
○カラス	・ 生活や農業への被害を把握し、積極的に捕獲を進める。
○スズメ	・ 水稲への被害が主であるため、積極的に捕獲を進める。
○カルガモ	・ 水稲への被害のみのため、加害個体を中心に捕獲を進める。
○イノシシ	・ 市内各所での目撃数が増加し、農業被害も出始めていることから、積極的に捕獲を進める。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ (全捕獲頭数)	1,650 頭	1,700 頭	1,750 頭
ツキノワグマ	必要数 ※市民に危害を加える恐れがある場合は、直ちに有害捕獲を申請し捕獲する。		
ニホンザル	必要最小数 ※市民に危害を加える恐れがある場合は、直ちに有害捕獲を申請し捕獲する。		
ハクビシン	可能な限り捕獲する。		
アナグマ	可能な限り捕獲する。		
カモシカ	恒常的に被害を及ぼしている個体のみとし、カモシカ管理実施計画策定後の捕獲許可頭数内。		

カラス	可能な限り捕獲する。(捕獲実施者1人当たりの捕獲等の数200羽以内の範囲)		
スズメ	可能な限り捕獲する。(捕獲実施者1人当たりの捕獲等の数200羽以内の範囲)		
カルガモ	可能な限り捕獲する。(捕獲実施者1人当たりの捕獲等の数50羽以内の範囲)		
イノシシ	15頭	50頭	80頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容			
ニホンジカ・イノシシ			
<ul style="list-style-type: none"> ・釜石大槌猟友会への有害捕獲の委託(銃器・わな)。 ・釜石市鳥獣対策実施隊との連携による効果的な捕獲方法の実施。 			
ツキノワグマ			
<ul style="list-style-type: none"> ・追い払いや誘因物の除去を基本とし、それでもなお人身被害の恐れが高い、生活被害の恐れがある場合に捕獲(銃器・はこわな)を実施する。 			
ニホンザル			
<ul style="list-style-type: none"> ・人身被害の恐れまたは発生した場合に、有害捕獲を申請する。 			
ハクビシン			
<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に、はこわなでの捕獲を進める。 			
アナグマ			
<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に、はこわなでの捕獲を進める。 			
カラス			
<ul style="list-style-type: none"> ・被害発生前の時期(春)に、銃器での捕獲を進める。 			
スズメ			
<ul style="list-style-type: none"> ・被害発生前の時期(春)に、農地周辺で重点的な捕獲(銃器)を進める。 			
カルガモ			
<ul style="list-style-type: none"> ・被害発生前の時期(春)に、農地周辺で捕獲(銃器)を進める。 			

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性	
侵入防止柵の設置、わなや散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にもニホンジカによる被害が多くを占めている。	

当地域の農作物被害は、中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気付かれ有害捕獲が進まない状況にある。射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり精度も上がり、捕獲率が向上する。また、半矢を防止することもできる。

〈参考〉 釜石市鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲従事者 64名
うちライフル銃所持者 22名

○取組内容

・ニホンジカ・イノシシの有害捕獲

捕獲手段：ライフル銃による捕獲

捕獲予定時期：4月～10月、3月

捕獲予定箇所：市内一円

・ツキノワグマの有害捕獲

捕獲手段：ライフル銃による捕獲

捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	防護柵 14,000m	防護柵 14,000m	防護柵 14,000m
ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル	電気柵と金網柵 の複合柵 1,900m	電気柵と金網柵 の複合柵 1,500m	電気柵と金網柵の 複合柵 1,500m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	所有者・管理者の見回り等による自己管理	所有者・管理者の見回り等による自己管理	所有者・管理者の見回り等による自己管理
ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル	所有者・管理者の見回り等による自己管理が基本。不具合等があれば、実施隊員と共に確認。	所有者・管理者の見回り等による自己管理が基本。不具合等があれば、実施隊員と共に確認。	所有者・管理者の見回り等による自己管理が基本。不具合等があれば、実施隊員と共に確認。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	ツキノワグマ ニホンザル	放置果樹や誘因物の除去、出没時の追い払い。 サルパトロール隊や地域住民による追上げ、追い払い。サルが依存している放置果樹を伐採し、里への依存をなくすこ

	とで、生息域の縮小を目指す。地域住民の被害防止意識の普及啓発、サルの位置情報システム活用による被害予測、予防対策実施。 はこわなの貸与。
ハクビシン・アナグマ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

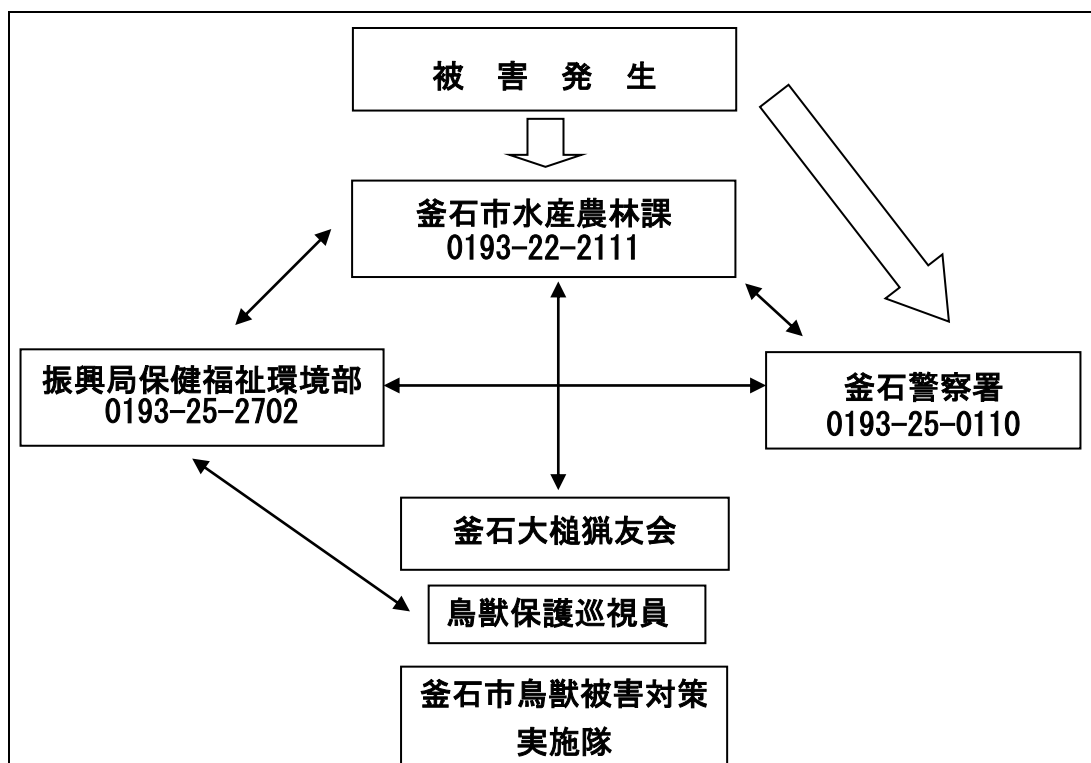
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩手県沿岸広域振興局農林部 (大船渡農業改良普及センターを含む)	農林業にかかる鳥獣被害対策への指導及び助言
岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部	有害捕獲等への指導及び助言、許可
釜石警察署生活安全課・地域課	住民の生命や生活への被害の対応
釜石市水産農林課林業振興係	住民からの相談・指導。被害現地確認、見回り、追い払い。有害捕獲等の許可申請、許可
釜石大槌猟友会	住民からの相談、被害現地確認、見回り、追い払い、有害捕獲等
釜石市鳥獣被害対策実施隊	被害現場の確認、見回り、追い払い、有害捕獲等

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



1. 市水産農林課は、被害発生のお知らせを受けると、釜石大槌猟友会、振興局保健福祉環境部へ連絡しつつ、現場確認に行く。人身被害発生の場合、釜石消防署や釜石警察署から連絡が入るケースが多い。必要に応じ釜石市鳥獣被害対策実施隊にも連絡する。
2. 各関係機関と共に現場確認し、被害状況を確認。ツキノワグマによる被害で、継続的な被害が危惧される場合は、人命を守る対策を講じつつ、猟友会や鳥獣保護巡視員等と協議し、捕獲許可を申請。
3. 捕獲実施の場合、ワナ等を設置し、見回り等実施する。

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害捕獲後の個体は原則持ち帰り、処理施設で焼却処分する。捕獲者が焼却場に持って行く際には、事業系ゴミとして搬入することから、重量に応じた費用を市が負担している。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	放射性物質の影響により出荷制限されているため、利用予定なし。
ペットフード	//
皮革	//
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	//

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

食肉利用予定がないため、取組予定なし。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

食肉利用予定がないため、取組予定なし。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	釜石地区鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
釜石市産業振興部水産農林課	協議会事務局。鳥獣被害への具体的な対策実施、被害の把握と防除対策の普及啓発等
釜石大槌猟友会	有害鳥獣捕獲に関する対応、防除対策への意見提言等
花巻農業協同組合	農業分野からの被害情報提供等
釜石地方森林組合	林業分野からの被害情報提供等

市内地域会議	地域住民の協力体制の構築、情報提供等
鳥獣保護巡視員	適正な鳥獣捕獲への意見提言等
三陸中部森林管理署	国有林の鳥獣被害状況、意見提言等

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岩手県沿岸広域振興局農林部 (大船渡農業改良普及センターを含む)	協議会の運営、活動に対する指導、助言。岩手県鳥獣被害防止総合支援事業補助金に関する書類等審査。
岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部	ツキノワグマやニホンザルの捕獲活動に対する許可や指導、助言。狩猟期の捕獲者への指導等。
釜石警察署生活安全課	特にツキノワグマの出没時のパトロールや住民への注意喚起。その他鳥獣の被害防止活動に対する指導、助言等。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

釜石市鳥獣被害対策実施隊 令和5年度 54名(市職員除く)
活動内容
・ 有害鳥獣出没時の現場確認、パトロール活動
・ 防護柵の設置など、地区の被害防除対策等の指導・助言
・ 捕獲活動の実施

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ニホンザルの被害防止対策は、群れの全頭捕獲ができないことから他の鳥獣の対策とは大きく異なる。ニホンザルを日々追い払っている地域住民にとって、全頭捕獲できないことは、被害の終わりが無いと言われているのと同じで、追い払いの意欲を削がれる大きな原因となっている。当市の場合、ニホンザルの生息域の中心が人里であるため、そこが安定した基盤となる前に、本来ニホンザルがいるべき箇所に戻すべきである。ニホンザルの生息がある各市町単位ではなく、県全体としての被害防止対策を立案し、住民が安心して生活できる地域を取り戻せるよう、県と連携して実施体制の構築を図っていく。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

人口減少に伴う空き家や空き地の増加、山に人が入る機会の減少、狩猟者の高齢化など、野生鳥獣が里に出没しやすくなる条件が重なり、被害防止対策にはマイナスの要因が増えていく中で、何を守りたいのかを明確にし、効果的な施策を取捨選択していかなければならない。そのためには、被害を受けている農家・林家、住民や企業が今後どのように対策を行い、その結果、被害をどこまで減らしたいのかという目標を各自で決めることが必要である。市や協議会、実施隊などは、それを達成できるよう指導・助言し、目標達成に導くことが大切な役割である。そのため、普段から各地域や住民との情報共有を密にし、対応が必要な場合には協力、連携し、信頼関係を構築していくことで、目標達成まで伴走できると考える。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。